

「保育の必要性」の認定

「保育の必要性」により無償化の対象となる保護者の方は、2・3号の認定が必要になります。

2・3号認定を受けることができるのは、保護者のいずれの方も下表の基準に該当する場合です。

| 保育を必要とする事由 | | | 認定の基準（条件に満たない場合は入園できません。） |
|------------|--|-----------|---|
| 居宅外労働 | 保護者が、 居宅外で仕事 をしている場合 | 外勤 自営業 | 1か月の労働時間 60時間以上 |
| | | 農漁業 | 1か月の労働時間 60時間以上 |
| 居宅内労働 | 保護者が、 居宅内で児童と離れて 日常の家事以外の仕事 をしている場合 | | 1か月の労働時間 60時間以上 |
| 出産 | 保護者が、 出産前後である場合 | | 予定日の6週間前から出産後8週間までは入園できます。【期限付認定】 ※出産後又は流産後の経過が思わしくない場合は、治癒するまで、入園が可能な場合があります。 |
| 疾病・障害 | 保護者本人に、 疾病・ケガ、又は心身に 障害がある場合 | | 医師の診断書又は障害者手帳等により、保育ができないと認められる程度の疾病、又は心身に障害があると認められる場合 【期限付認定】 |
| 家族介護等 | 保護者が、 疾病、又は心身に障害 がある家族を常時介護 等している場合 | | 1か月の介護等の時間 60時間以上 【期限付認定】 |
| 災害 | 保護者が、 災害（震災、風水害、 火災等）の復旧にあたる 場合 | | 災害により児童の居宅を失い、又は破損した場合にその復旧のため保育ができない場合 【期限付認定】 |
| 就学 | 保護者が、 将来就労につながる就 学をしている場合 | | 1か月の授業時間 60時間以上 ※1か月以上の長期休暇がある場合は、その間の認定基準を満たす就労証明書の提出が必要となります。 |
| 特例 | その他 | | 上記以外で明らかに保育を必要とする状態にある場合 【期限付認定】 ・虐待やDVのおそれがある ・求職活動中 ・保護者が育児休業中の3歳以上児の場合、将来的に保育を必要とすることが想定されるため入園できる場合があります。 |